

地方独立行政法人市立東大阪医療センター 公告第5号

「不用物品（電子カルテシステム用旧端末等）売払い契約」につき、一般競争入札の方法により締結するので、地方独立行政法人市立東大阪医療センター契約規程第6条の規定により下記のとおり公告する。

平成30年10月25日

地方独立行政法人市立東大阪医療センター理事長 谷口 和博

記

1. 入札に付する事項

- | | |
|------------|--|
| (1) 件名 | 不用物品（電子カルテシステム用旧端末等）売払い |
| (2) 物件引取場所 | 東大阪市西岩田三丁目4番5号 本館3階会議室
詳細については「（別紙）案内図」のとおり |
| (3) 物件引取期限 | 平成30年11月25日（日指定） |
| (4) 売払い物件 | 電子カルテシステム用旧端末等
詳細については「不用物品一覧表」のとおり |
| (5) 入札手続 | 所定の入札日時及び場所において「様式1. 一般競争入札参加資格確認申請書」を提出し、入札の開始後、「様式2. 入札書」を入札箱に投入する |
| (6) 代金の支払い | 物件引取り完了後、甲の請求に基づき納期限内に一括払い |

2. 入札に参加できる企業形態

入札に参加できる企業形態は、単体企業とする。

3. 入札に参加する者に必要な資格

入札書の提出日現在において、次に掲げる要件すべてに該当しなければならない。

- (1) 東大阪市の平成29・30年度入札参加有資格者（物品・役務）として登録されている者であること。
- (2) 東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止期間中でないこと。
- (3) 東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外期間中でないこと。
- (4) 地方独立行政法人市立東大阪医療センター契約規程（以下「契約規程」という。）第5条第1項に該当しない者であること。

4. 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所
地方独立行政法人市立東大阪医療センター ホームページ（以下「ホームページ」という。）
- (2) 日時
平成30年10月25日（木） 午前10時

5. 質疑回答について

- (1) 受付期間
平成30年10月25日（木） から 平成30年11月1日（木） 正午 まで
- (2) 質疑方法
「様式3. 質疑回答様式」に必要事項を記載のうえ、末尾問合せ先に記載のメールアドレスまで電子メールを送付すること。またメール送付後、電話にて受信確認を行うこと。
※ メール以外による質疑や期間経過後の質疑は受け付けない。
- (3) 回答方法
平成30年11月2日（金）に、全質疑に対する回答をホームページにて公表する。

6. 入札執行の日時及び場所等

- (1) 日時
平成30年11月12日（月） 午前10時
- (2) 場所
東大阪市西岩田三丁目4番5号
市立東大阪医療センター 本館3階A会議室
- (3) 参加方法
「様式1. 一般競争入札参加資格確認申請書」を入札場所の受付において提出し、参加資格の確認を受けた後、所定の手続きにより「様式2. 入札書」を入札箱に投入する。
- (4) その他
いかなる理由であっても所定時刻を過ぎた者の入札参加は認めない。

7. 入札保証金に関する事項

契約規程第8条第2号の規定により免除とする。

8. 入札の無効に関する事項

契約規程第13条各号及び、入札参加についての注意事項（売払いにかかる一般競争入札用）第8のいずれかに該当する入札は無効とする。

9. 開札方法等

(1) 開札について

開札は、入札執行の日時及び場所において、入札参加者を立会わせて行い、その結果を口頭で発表する。

(2) 入札の結果について

入札の結果は、入札執行場所において参加者に発表するとともに、後日ホームページにおいて公表する。

10. 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定

入札を行った者のうち、予定価格以上の最高額をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(2) くじによる落札者の決定

落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者及び順位を決定する。この場合において、入札者はくじを辞退することはできない。

11. 再度の入札

(1) 開札をした場合において、予定価格以上の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。

(2) 再度の入札の回数は2回とし、その結果落札者がいないときは、入札不調とする。

(3) 1回目の入札に参加しなかった者及び無効の入札をした者は、再度の入札に参加することはできない。

12. 契約の締結

契約規程第28条、第29条の規定により契約書を作成し、契約を締結する。

13. 契約保証金に関する事項

地方独立行政法人市立東大阪医療センター契約規程第32条第1号により免除する。

14. その他

(1) 次のいずれかの関係に該当する者同士の入札参加は認めない。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者

イ 親会社を同じくする子会社同士の者

ウ 一方の会社の役員（監査役は含まない。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼

ねている者

エ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

(2) 入札結果において、応札額が低値集中するなどの不自然な結果が見受けられた場合は入札を保留し無効とする場合がある。

(3) 入札参加者は、提出した入札書の訂正、引換え又は撤回をすることはできない。

15. 問い合わせ先

東大阪市西岩田三丁目4番5号

地方独立行政法人 市立東大阪医療センター 事務局総務課 施設管理係

電話 06-6781-5101 (代表)

メールアドレス byoinsomu@higashiosaka-mc.jp